

# 網津小いじめ防止基本方針

## はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本方針を」策定した。さらに12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」を、平成26年2月には宇土市が「宇土市いじめ防止基本方針」をそれぞれ策定した。また、平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされた。

この網津小いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、その他関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方およびいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 網津小いじめ対策委員会の設置

(1) **目的** 学校はいじめに対して組織的に対応するため、「網津小いじめ対策委員会」を設置する。

(2) **組織** 網津小いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

**校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、情報集約担当者、市教育委員会指導主事、市子育て支援課職員、スクールカウンセラー**

なお、この会で話し合われたことについては、毎週開催する「見つめる夕会」で報告し、全職員で共通理解を図り、今後の指導にあたる。

(3) **外部との連携** 網津小いじめ対策委員会は必要に応じて次の関係機関と連携する。

**市子育て支援課、市福祉課、警察、青少年センター、民生児童委員・主任児童委員、その他**

## (4) 活動

### ① 日常的活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- ・現状の意見交換、実態把握

### ② いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で共通実践

## 2 いじめの未然防止

教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。また、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、学校の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育を充実させ、読書活動・体験活動等の推進を図ることに取り組み、いじめを起こさない学校づくりを進める。

### (1) 学校教育活動における取組のポイント

#### ① 授業

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけさせ、互いの人権を尊重しあう集団づくり
- ・規律正しい態度で授業に主体的に参加・活躍できるような授業実践(授業中の児童の発言に注意を払い、不適切な発言については、これを見逃さないようにする)
- ・教師自身の人権感覚やコミュニケーション能力アップのための校内研修の実施  
伝える力～子どもにわかりやすく説明や指示、子どもとの関係をよくしようとする配慮や受け止める力～受容的な態度や表情、子どものつぶやきを聞き逃さない感度のよさ
- ・ストレスに適切に対処できる教育の実践

#### ② 特別活動－学校行事

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
<b>運動会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。</li> <li>・達成感や成就感を持たせ、学級や学年全員でその思いを共有させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習時間の開始前後や休憩時の様子</li> <li>・大会当日の応援・待機中の様子</li> <li>・競技終了時の様子</li> <li>・練習や準備中の様子</li> <li>・発表見学中や休憩時間の様子</li> </ul>
<b>集団宿泊教室</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスのまとまりができていく実感を持たせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動班編成時の様子</li> </ul>
<b>修学旅行</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動班編成や宿舎部屋割り時の様子</li> </ul>
<b>卒業式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合ってきた友達への感謝の気持ちを持って式にのぞむようにさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習時間の開始前後の様子</li> <li>・式中(練習を含む)の様子</li> </ul>

#### ③ 特別活動－学級活動

- ・規律ある集団・「いじめをしない」「いじめをさせない」※「いじめに負けない」集団をつくる。

1年生 「これから1年生」

2年生 「2年生になって」

3年生 「学級のめあてを決めよう」

4年生 「学級のめあてを決めよう」

5年生 「高学年になって」

6年生 「最上級生になって」

- ・心身ともに健康で、ストレスに適切に対処できる力を育てる。

- 1年生 「たいせつなからだ」、「からだをきれいに」
- 2年生 「わたしのたんじょう」
- 3年生 「生きているってどんなこと」
- 4年生 「男女間の協力」、「体の中の変化」
- 5年生 「いのちの誕生」、「生命のつながり」
- 6年生 「自分だったらどうする」

※「いじめに負けない」について  
「いじめに負けない」という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)などを克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高めることの大切さを述べたもの

#### ④ 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝と  
いった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・道徳科の時間において、一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する学習活動を展開する。
- ・他の教育活動との関連を図り、一層の効果をねらう。

#### ⑤ 人権教育

- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・言語環境を整え、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・すべての児童の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。

#### ⑥ 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進めることができる体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受け入れ、尊重する場面をもつ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返ったりする学習活動を仕組む。

#### ⑦ 読書活動

- ・本を親しむ態度や豊かな心を育てるために、明るく楽しい環境づくりや図書収集に努める。
- ・図書館利用についての知識や技能を身につけさせ、図書指導を充実させる。
- ・ボランティアグループによる読み聞かせ活動を行い、地域との連携に努める。

### (2) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取組について、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・学校HPに網津小いじめ防止基本方針を掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、早期発見を図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。

## 3 早期発見のための方策

### (1) 教職員による観察や情報交換

#### ① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか。
- ・教科書やノートなどへの落書きはないか。
- ・グループづくりで避けられていないか。

## ② 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり怯えたりしているような表情はないか。
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか。

## ③ 給食中の観察ポイント

- ・給食の量が、極端に多かかったり少なかったりしていないか。
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか。 など

## ④ その他

- ・児童と積極的にふれ合うことにより、児童の様子を注意深く観察する。
- ・気になることは、すぐに、いじめ対策委員会に報告するよう習慣づける。
- ・組織的対応には良好な人間関係が欠かせないため、管理職や主任などの対人スキルの向上を図る。

## (2) 教育相談や定期的なアンケート調査の実施

- ・每学期1回、担任による教育相談を実施する。
- ・原則として教育相談を実施する前に「いじめアンケート」を実施する。また、12月には「心のアンケート」を実施する。アンケートの結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し検証する。

## (3) 校内点検の実施

- ・いじめ対策委員会による、学校施設や生活環境の点検を行う。
- ・低中高学年部ごとの教室の点検（掲示物や机への落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）を行う。

## (4) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置・・・生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭

## (5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用）いじめアンケート実施時に配布し点検する。
- ・家庭用 P T A総会時に配布し、いじめ根絶の重要性と学校の姿勢も啓発する。
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェック

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 朝、いつも誰かの机が曲がっていませんか。</li><li>2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしていませんか。</li><li>3 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。</li><li>4 授業中、先生に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。</li><li>5 先生がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。</li><li>6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。</li><li>7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。</li><li>8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう子どもはいませんか。</li><li>9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。</li><li>10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。</li></ol> |
|--|

## (6) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント

～偽装や口封じを見破るために～

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。下記の観点に留意して場面や状況の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを、一人でではなく複数の職員で判断する。

- ・当事者間が対等な関係にあるか。
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか。
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか。
- ・行為の被害者の様子に変化はないか。
- ・周囲の児童に、よそよそしさやしらけた雰囲気を感じられないか。

## 4 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

### (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等の、いじめと疑われる行為を発見したら、その場にいる職員が、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会へ報告し、組織的な対応を図る。

### (2) いじめられた子どもに対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の訴えを「受容・共感・傾聴」の姿勢で受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

### (3) いじめられた子どもの保護者に対して

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な状況を伝達し、家庭の協力依頼を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- ・指導に関する経過報告を実施する。

#### (4) いじめた側の子どもに対して

- ・ 正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・ 子どもが落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・ 自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

#### (5) いじめた側の保護者に対して

- ・ 電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・ 複数対応を原則とする。
- ・ 事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
- ・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・ いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
  - ※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側どうしの保護者間で別のトラブルになった事例もある。
- ・ いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度で接するよう助言する。

#### (6) 重大事案への対処

##### ① 市教育委員会へ報告する重大事案の例

- ・ 生命、心身または財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
- ・ 相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき場合

##### ② ①のような事案が起きたとき

- ・ 重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 事態の関係児童と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラーなどと連携して行う。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ 被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の①②の要件を満たしているかどうか判断しなければならない。①②の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## ① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3か月を目安とし、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等、インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

ただし、3か月は目安であり、3か月以降も、再発する可能性が十分にあると考え、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察をするなどの配慮をしていく。

## ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。

## 5 いじめに関する校内研修

### (1) カウンセリングマインドの習得

#### ① カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「子どもを尊重する」、「子ども理解を究める」、「人間関係を重視する」、「子どもを主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

#### ② カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに関心をもつ教師
- ・子どもの感情を大切にする教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ・一人一人の独自性を大切にする教師
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
- ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師

#### ③ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・子どもが伸び伸びと発言できる雰囲気づくりや言葉かけをおこなっているか。
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか。
- ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか。
- ・答えにつまずいた子どもの気持ちに寄り添うような支援を行っているか。
- ・授業において、子どもをほめたり励ましたりすることを大切にしているか。
- ・教室のうしろまでとおる声で授業をしているか。
- ・子どもが自分で考え、答えを見つけ出す喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ・特別活動などをとおして、子どもとの関わりを大切にしているか。

#### ④ カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立つ実践的なものとする。

## (2) 事例研究

- ① **目的** 生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
- ② **内容**
- ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
  - ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
  - ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。
- ③ **手順**
- ア** 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
- イ** 問題解決のための指導仮説を立てる。
- ウ** 指導方法を検討する。
- (変化の目標の明確化、行動の変容を支援、実現可能な目標の立案)
- ※事例研究をするときの事例は、インターネットから多種入手できる。

## 6 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認 P T A総会での説明
5月	第1回いじめ対策校内委員会 いじめアンケート
6月	心のきずなを深める月間 全校集会 教育相談
7月	1学期の評価 アンケート結果の連絡 (学級懇談会など)
8月	校内研修
9月	第2回いじめ対策校内委員会
10月	いじめアンケート
11月	教育相談 アンケート結果の連絡 (学級懇談会など)
12月	心のアンケート 人権集会 2学期の評価
1月	第3回いじめ対策校内委員会 いじめアンケート
2月	教育相談 アンケート結果の連絡 (学級懇談会など)
3月	取組評価アンケート

※人権集会を除き、各計画の主査は「いじめ対策委員会」が務める。

※長期休業中を除き、毎週月曜日に「見つめる夕会」を行う。

※毎月実施してきたいじめアンケートは教育相談前に行う。

令和8年4月3日改訂